

東日本大震災の被災により名古屋市へ避難された方へ

東日本大震災に被災された方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈りいたします。

東日本大震災に被災された方（災害救助法適用市町村にお住まいの方）等で、名古屋市に避難されている方々にご利用いただける主な制度についてご案内いたします。※制度は随時変更の可能性がありますのでご了承ください。

詳しいことは、各区の区役所・保健センターなどへお問い合わせください。

名古屋市被災地域支援本部

問い合わせ先（市外局番 052）

千種区役所(代表) ☎762-3111	千種保健センター ☎753-1951	熱田区役所(代表) ☎681-1431	熱田保健センター ☎683-9670
東 区役所(代表) ☎935-2271	東保健センター ☎934-1205	中川区役所(代表) ☎362-1111	中川保健センター ☎363-4455
北 区役所(代表) ☎911-3131	北保健センター ☎917-6541	港 区役所(代表) ☎651-3251	港保健センター ☎651-6471
西 区役所(代表) ☎521-5311	西保健センター ☎523-4601	南 区役所(代表) ☎811-5161	南保健センター ☎614-2811
中村区役所(代表) ☎483-8161	中村保健センター ☎433-3005	守山区役所(代表) ☎793-3434	守山保健センター ☎796-4610
中 区役所(代表) ☎241-3601	中保健センター ☎265-2250	緑 区役所(代表) ☎621-2111	緑保健センター ☎891-1411
昭和区役所(代表) ☎731-1511	昭和保健センター ☎735-3950	名東区役所(代表) ☎773-1111	名東保健センター ☎778-3104
瑞穂区役所(代表) ☎841-1521	瑞穂保健センター ☎837-3241	天白区役所(代表) ☎803-1111	天白保健センター ☎807-3900

生活資金

◎生活福祉資金（生活復興支援資金）の貸付

【区社会福祉協議会】

- ・貸付対象者…東日本大震災により被災した低所得世帯
- ・貸付内容
 - 一時生活支援費（生活の復興の際に必要な当面の生活費）
…月 20 万円以内（単身世帯の場合は 15 万円以内）×6 月以内
 - 生活再建費（住居の移転費、家具什器等の購入に必要な費用）
…80 万円以内
- ・貸付条件
 - 連帯保証人…原則 1 名（ただし、連帯保証人を立てられない場合でも貸付可能）
 - 貸付利子…無利子（連帯保証人が立てられない場合は年 1.5%）
 - 据置期間…最終貸付の日から 2 年以内
 - 償還期間…据置期間経過後 20 年以内

生活復興支援資金以外の生活福祉資金全般についても、各区社会福祉協議会へご相談ください。

千種区社協 ☎763-1531	中村区社協 ☎486-2131	熱田区社協 ☎671-2875	守山区社協 ☎758-2011
東 区社協 ☎932-8204	中 区社協 ☎331-9951	中川区社協 ☎352-8257	緑 区社協 ☎891-7638
北 区社協 ☎915-7435	昭和区社協 ☎884-5511	港 区社協 ☎651-0305	名東区社協 ☎726-8664
西 区社協 ☎532-9076	瑞穂区社協 ☎841-4063	南 区社協 ☎823-2035	天白区社協 ☎809-5550

◎このほか、生活保護につきましては、区役所民生子ども課又は支所区民福祉課へご相談ください。

高齢者福祉

◎介護保険 【区役所福祉課】 又は 【支所区民福祉課】

帰還困難区域、旧特定復興再生拠点区域、旧帰還困難区域、旧居住制限区域、旧避難指示解除準備区域、旧緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点（ホットスポット）の住民であった方（これらに該当する世帯に属することとなった方を含む。）

ただし、①から⑩までのいずれかに該当する方は除く。

→令和8年3月までの保険料及び令和8年2月までの利用料の全額が減免されます。

① 令和5年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域の住民であった方（これらに該当する世帯に属することとなった方を含む。）で所得が一定基準以上の方

→令和6年9月までの保険料及び令和6年9月までの利用料の全額が減免されます。

② 令和4年度に指定が解除された旧帰還困難区域等の住民であった方（これらに該当する世帯に属することとなった方を含む。）で所得が一定基準以上の方

→令和5年9月までの保険料及び令和5年9月までの利用料の全額が減免されます。

③ 令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等の住民であった方（これらに該当する世帯に属することとなった方を含む。）で所得が一定基準以上の方

→令和2年9月までの保険料及び令和2年9月までの利用料の全額が減免されます。

④ 平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された旧居住制限区域等の住民であった方（これらに該当する世帯に属することとなった方を含む。）で所得が一定基準以上の方

→平成29年9月までの保険料及び平成29年9月までの利用料の全額が減免されます。

⑤ 平成28年に指定が解除された旧居住制限区域等の住民であった方

→令和7年3月までの保険料の全額と令和7年4月から令和8年3月までの保険料の半額が減免されます。

⑥ 平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域の住民であった方

→令和6年3月までの保険料の全額と令和6年4月から令和7年3月までの保険料の半額が減免されます。

⑦ 平成 27 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域の住民であった方（これらに該当する世帯に属することとなった方を含む。）で所得が一定基準以上の方

→平成 28 年 9 月までの保険料及び平成 28 年 9 月までの利用料の全額が減免されます。

⑧ 平成 26 年度までに指定が解除された旧避難指示解除準備区域、旧緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点（ホットスポット）の住民であった方
ただし、⑨または⑩のいずれかに該当する方は除く。

→令和 5 年 3 月までの保険料の全額と令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月までの保険料の半額が減免されます。

⑨ 平成 26 年度に指定が解除された、旧避難指示解除準備区域と特定避難勧奨地点（ホットスポット）の住民であった方（これらに該当する世帯に属することとなった方を含む。）で所得が一定基準以上の方

→平成 27 年 9 月までの保険料及び平成 27 年 9 月までの利用料の全額が減免されます。

⑩ 旧緊急時避難準備区域、平成 25 年度以前に指定が解除された特定避難勧奨地点（ホットスポット）の住民であった方（これらに該当する世帯に属することとなった方を含む。）で所得が一定基準以上の方

→平成 26 年 9 月までの保険料及び平成 26 年 9 月までの利用料の全額が減免されます。

◎このほか、高齢者福祉につきましては、区役所福祉課又は支所区民福祉課へご相談ください。

障害者福祉

◎障害福祉サービス

【区役所福祉課又は支所区民福祉課】

医療・健康

◎医療機関の受診

東京電力福島第一原子力発電所事故による帰還困難区域等の住民であった方（これらに該当する世帯に属することとなった方を含む）については、ご加入の健康保険が発行する免除証明書を各医療機関の窓口に提示することにより、令和 8 年 2 月 28 日までの医療費（入院時食事療養費等は除く）の支払いが免除されます。申請の手続きについては、ご加入の健康保険により異なりますので、ご加入の健康保険にお問い合わせください。該当する方で申請されていない場合はお早目にお問い合わせをお願いします。

<所得制限なし>

・帰還困難区域

- ・令和 7 年 3 月 31 日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる帰還困難区域（飯舘村の一部及び葛尾村の一部）
※令和 7 年 9 月 30 日まで

＜所得制限あり（所得が一定基準以上の世帯に属する方は除く）＞

- ・令和 7 年 3 月 31 日に指定の解除の決定に向けて取り組んでいる帰還困難区域（飯舘村の一部及び葛尾村の一部）
※令和 7 年 10 月 1 日以降
- ・令和 5 年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（飯舘村の一部及び富岡町の一部）
- ・令和 4 年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（葛尾村の一部、大熊町の一部、双葉町の一部及び浪江町の一部）
- ・令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等（双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部）
- ・平成 28 年度及び平成 29 年 4 月 1 日に指定が解除された旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯舘村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）
- ・平成 27 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域（楡葉町の一部）

◎予防接種 【保健センター】

各種予防接種につきましては、保健センターまでお問い合わせください。

◎健康相談 【保健センター】

保健センターにおいて、医師、保健師等による身体・心の健康に関する相談を行っていますので、ご利用ください。

◎精神保健福祉相談 【精神保健福祉センターこころぼ、保健センター】

精神保健福祉センターこころぼでは、思春期・依存症・自死遺族相談などの専門的な面接相談（予約制）等を行っています。また、保健センターにおいても精神科医師等による精神保健福祉に関する相談を行っています。

精神保健福祉センターこころぼ TEL052-483-2095

依存症相談窓口 TEL052-483-3022

◎ひきこもりに関する相談 【ひきこもり地域支援センター】

ひきこもりのご本人やご家族の面接相談（予約制）等を行っています。

ひきこもり地域支援センター TEL052-483-2077

ひきこもり地域支援センター金山 TEL052-228-3406

◎こころの健康電話相談

心の悩み、不安等をお聞きします。

平日 12 : 45～16 : 45

TEL052-483-2215

◎名古屋市こころの健康無料相談

うつ病などを疑う症状により医療機関への受診を迷っている方などを対象に、電話相談、LINE 相談、面接相談（予約制）を行っています。家族による相談も可能です。

電話相談：毎日 9:00～22:00（祝休日・年末年始を除く） TEL052-962-9002

LINE 相談：火曜・木曜・日曜日 9:00～22:00（受付時間は 21:10 まで）

（祝休日・年末年始を除く） LINEID：@738deael

面接相談：平日の夜間又は土日 電話相談の番号で予約を受付けています。

国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金

◎国民健康保険の加入 【区役所保険年金課】又は【支所区民福祉課】

前述、**医療・健康**の「◎医療機関の受診」に記載されている医療費の支払いが免除となる方が、名古屋市において国民健康保険の適用を受ける場合、申請により次の期間までの保険料が減免されますので、区役所保険年金課又は支所区民福祉課へご相談ください。該当する方で申請されていない場合はお早目にお問い合わせをお願いします。

- ① 帰還困難区域、旧特定復興再生拠点区域、旧帰還困難区域、旧居住制限区域、旧避難指示解除準備区域、旧緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点（ホトスポット）に指定されていた区域の住民であった方（これらに該当する世帯に属することとなった方を含む。）
ただし、②から⑪までのいずれかに該当する方は除く。
→ 令和 8 年 3 月までの保険料の全額が減免されます。
- ② 令和 5 年 4 月 2 日以降令和 5 年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域の住民であった方（これらに該当する世帯に属することとなった方を含む。）で所得が一定基準以上の方
→ 令和 6 年 9 月までの月割保険料の全額が減免されます。
- ③ 令和 4 年度及び令和 5 年 4 月 1 日に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域の住民であった方（これらに該当する世帯に属することとなった方を含む。）で所得が一定基準以上の方
→ 令和 5 年 9 月までの月割保険料の全額が減免されます。
- ④ 令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等の住民であった方（これらに該当する世帯に属することとなった方を含む。）で所得が一定基準以上の方
→ 令和 2 年 9 月までの月割保険料の全額が減免されます。
- ⑤ 平成 28 年中に指定が解除された旧居住制限区域等の住民であった方（これらに該当する世帯に属することとなった方を含む。）
ただし、⑥に該当する方は除く。
→ 令和 7 年 3 月までの保険料の全額と令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月までの保険料の半額が減免されます。

- ⑥ 平成 28 年度及び平成 29 年 4 月 1 日に指定が解除された旧居住制限区域等の住民であった方（これらに該当する世帯に属することとなった方を含む。）で所得が一定基準以上の方
→平成 29 年 9 月までの月割保険料の全額が減免されます。
- ⑦ 平成 27 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域の住民であった方（これらに該当する世帯に属することとなった方を含む。）
ただし、⑧に該当する方は除く。
→令和 6 年 3 月までの保険料の全額と令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月までの保険料の半額が減免されます。
- ⑧ 平成 27 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域の住民であった方（これらに該当する世帯に属することとなった方を含む。）で所得が一定基準以上の方
→平成 28 年 9 月までの月割保険料の全額が減免されます。
- ⑨ 平成 26 年度以前に指定が解除された旧避難指示解除準備区域、旧緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点（ホットスポット）の住民であった方（これらに該当する世帯に属することとなった方を含む。）
ただし、⑩または⑪のいずれかに該当する方は除く。
→令和 5 年 3 月までの保険料の全額と令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月までの保険料の半額が減免されます。
- ⑩ 平成 26 年度に指定が解除された、旧避難指示解除準備区域と特定避難勧奨地点（ホットスポット）の住民であった方（これらに該当する世帯に属することとなった方を含む。）で所得が一定基準以上の方
→平成 27 年 9 月までの月割保険料の全額が減免されます。
- ⑪ 旧緊急時避難準備区域、平成 25 年度以前に指定が解除された特定避難勧奨地点（ホットスポット）の住民であった方（これらに該当する世帯に属することとなった方を含む。）で所得が一定基準以上の世帯に属する方
→ 平成 26 年 9 月までの保険料の全額が減免されます。

◎後期高齢者医療の加入 【区役所保険年金課】又は【支所区民福祉課】

前述、**医療・健康**の「◎医療機関の受診」に記載されている医療費の支払いが免除となる方が、愛知県後期高齢者医療制度に加入された場合、申請により次の月割保険料が減免されますので、区役所保険年金課又は支所区民福祉課へご相談ください。該当する方で申請されていない場合はお早目にお問い合わせをお願いします。

- ① 帰還困難区域、平成 28 年度、平成 29 年 4 月 1 日及び令和元年度に指定が解除された旧居住制限区域等（※）、令和 4 年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（※）、令和 5 年度に指定が解除された特定復興再生拠点区域（※）の住民であった方（これらに該当する世帯に属することとなった方を含む。）。ただし、※の区域については所得が一定基準以上の世帯に属する方は除く。

→ 令和 8 年 3 月までの保険料

- ② 令和 7 年 3 月 31 日に指定が解除された帰還困難区域（飯館村の一部及び葛尾村の一部）の住民であった方（これらに該当する世帯に属することとなった方を含む。）で所得が一定基準以上の方。

→ 令和 7 年 9 月までの保険料

- ③ 平成 27 年中に指定が解除された旧避難指示解除準備区域の住民であった方（これらに該当する世帯に属することとなった方を含む。）。ただし、所得が一定基準以上の世帯に属する方は除く。

→ 令和 6 年 3 月までの保険料及び令和 6 年度相当分の保険料の半分

- ④ 旧緊急時避難準備区域等、旧避難指示解除準備区域等の住民であった方（これらに該当する世帯に属することとなった方を含む。）。ただし、所得が一定基準以上の世帯に属する方は除く。

→ 令和 5 年 3 月までの保険料及び令和 5 年度相当分の保険料の半分

- ⑤ 令和 4 年度及び令和 5 年 4 月 1 日に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域の住民であった方（これらに該当する世帯に属することとなった方を含む。）。で所得が一定基準以上の方。

→ 令和 5 年 9 月までの月割保険料

- ⑥ 令和元年度に指定が解除された区域等の住民であった方（これらに該当する世帯に属することとなった方を含む。）。で所得が一定基準以上の方

→ 令和 2 年 9 月までの月割保険料

- ⑦ 平成 28 年度及び平成 29 年 4 月 1 日に指定が解除された旧居住制限区域等の住民であった方（これらに該当する世帯に属することとなった方を含む。）。で所得が一定基準以上の方

→ 平成 29 年 9 月までの月割保険料

- ⑧ 平成 27 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域の住民であった方（これらに該当する世帯に属することとなった方を含む。）。で所得が一定基準以上の方

→ 平成 28 年 9 月までの月割保険料

- ⑨ 平成 26 年度に指定が解除された、旧避難指示解除準備区域と特定避難勧奨地点（ホットスポット）の住民であった方（これらに該当する世帯に属することとなった方を含む。）。で所得が一定基準以上の方

→ 平成 27 年 9 月までの月割保険料

- ⑩ 旧緊急時避難準備区域、平成 25 年度以前に指定が解除された特定避難勧奨地点（ホットスポット）の住民であった方（これらに該当する世帯に属することとなった方を含む。）。で所得が一定基準以上の世帯に属する方

→ 平成 26 年 9 月までの月額保険料

◎**国民年金** 【区役所保険年金課】又は【支所区民福祉課】

国民年金の保険料の納付が免除される制度がありますので、区役所保険年金課又は支所区民福祉課へご相談ください。

児童福祉

◎**保育所等の利用** 【区役所民生子ども課】

保育の必要な乳幼児の方の利用相談を行っていますので、区役所民生子ども課へご相談ください。

◎**子どもに関する相談** 【児童相談所】

18歳未満のお子さんの施設入所相談等に応じます。詳しくは、お住まいの区に該当する児童相談所へお問い合わせください。

(千種、東、北、中、昭和、守山、名東区にお住まいの方)

中央児童相談所 TEL052-757-6111

(西、中村、熱田、中川、港区にお住まいの方)

西部児童相談所 TEL052-365-3231

(瑞穂、南、緑、天白区にお住まいの方)

東部児童相談所 TEL052-899-4630

◎**女性に関する相談** 【区役所民生子ども課】

母子生活支援施設への入所をはじめとする女性に関する相談に応じます。

◎このほか、各種手当などの子育て支援事業を行っていますので、区役所民生子ども課へご相談ください。

母子保健

◎**妊産婦及び乳幼児の健康相談と健康診査等** 【保健センター】

保健センターでは、妊産婦健康診査・乳児一般健康診査の受診票の交付、母子健康手帳を消失等された場合の交付、乳幼児健康診査、妊産婦及び乳幼児の健康相談（状況によっては保健師等による訪問相談も実施）を行っています。各区の保健センターにご相談ください。

学校教育

◎**小・中学校等への転入学** 【区役所市民課、支所区民生活課】【転入先の学校】

お住まいになる学区の小・中学校へ通学することができますので、区役所市民課又は支所区民生活課へお申し出ください。また、特別支援学級・特別支援学校（小・中学部）への就学をご希望の方は、学区の小・中学校にご相談ください。

◎**市立高等学校・幼稚園等への転入学** 【教育委員会高等学校教育課・義務教育課・特別支援教育課】

市立高等学校への転入学をご希望の方は、高等学校教育課（052 - 972 - 3234）。
市立幼稚園への転入園をご希望の方は、義務教育課（052 - 972 - 4097）。
特別支援学校（高等部）への転入学をご希望の方は、特別支援教育課
（052 - 972 - 3233）へご相談ください。

◎就学援助等【転入先の学校】

被災の状況に応じて、公立小学校・中学校では、就学援助（学用品費等の給付）、公立高等学校では、授業料等の減免を受けることができます。学校へご相談ください。

住民票等

◎住民票の写し等の手数料の免除 【区役所市民課】又は【支所区民生活課】

被災された方（り（被）災証明書の提示又は免除申出書の提出が必要）に対し、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄（抄）本などの手数料が免除される制度がありますのでご相談ください。（平成 23 年 3 月 17 日～当分の間）

住宅

◎市営住宅への申込【名古屋市住宅供給公社】

市営住宅への申込方法、入居資格など、詳細は申込窓口までお問い合わせください。

なお、「福島復興再生特別措置法」又は「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（子ども・被災者支援法）」の対象となる方は、入居資格の一部が緩和される場合があります。

申込窓口：名古屋市住宅供給公社本社（西区浄心一丁目 1 番 6 号）

TEL052-523-3875 FAX052-523-3863

◎リユース（再使用）家具の提供【環境局】

粗大ごみの中からまだ使用可能な家具類を回収し、清掃したリユース家具を、3 点まで抽選で無償提供します（なくなり次第終了）。申請には被災されたことがわかるもの（り災証明書または被災証明書等）が必要です。詳しくは、下記までご相談ください。

お問い合わせ：名古屋市環境局資源循環部資源循環企画課

TEL052-972-2398 FAX052-972-4133

メール：a2378@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp

市税

◎税務証明申請に係る手数料の免除【区役所税務窓口又は市税事務所】

被災した方のうち、名古屋市で課税されている方が納税証明や所得証明などの税務証明を申請する場合、手数料は必要ありません。(平成 23 年 3 月 17 日～当分の間)

なお、税務証明は市税事務所の窓口及び区役所・支所の税務窓口で発行しております。申請の際には、り災証明書又は被災証明書をご提示ください。

詳しくは、担当の市税事務所へお問い合わせください。

・**栄市税事務所** (担当区域:千種区、東区、北区、中区、守山区、名東区)

住所:東区東桜一丁目 13 番 3 号 NHK 名古屋放送センタービル 8 階

電話:052-959-3300※

・**本陣市税事務所** (担当区域:西区、中村区、中川区、港区)

住所:中村区松原町 1 丁目 23 番地の 1 中村区役所等複合庁舎 4 階

電話:052-433-4003※

・**金山市税事務所** (担当区域:昭和区、瑞穂区、熱田区、南区、緑区、天白区)

住所:中区正木三丁目 5 番 33 号 名鉄正木第一ビル

電話:052-324-9800※

※ 自動音声によりご案内しますので、ご用件に応じて番号を選択してください。

男性

◎名古屋市男性相談

男性のための相談窓口で、電話相談や面接相談(予約制)を行っています。被災された男性の様々な悩みについて、男性相談員と一緒に考えます。お気軽にご相談ください。

電話:052-321-1628

女性

◎女性のための総合相談【名古屋市男女平等参画推進センター】

女性のための相談窓口で、電話相談、LINE 相談及び面接相談(予約制)を行っています。被災された女性の様々な悩みについて、専門相談員と一緒に考えます。お気軽にご相談ください。

名古屋市男女平等参画推進センター(イーブルなごや相談室)

電話:052-321-2760

LINE 相談 ID: @154huepp



セクシュアル・マイノリティ

◎にじいろ相談

セクシュアル・マイノリティの当事者や家族などの周囲の方のための相談窓口です。被災されたセクシュアル・マイノリティの方の様々な悩みについて、専門の相談員と一緒に考えます。お気軽にご相談ください。

電話：052-321-5061

LINE 相談 ID：@667molvl



事業者

◎立地支援情報の提供等【経済局産業立地交流課】

企業の皆さまを支援するため、立地支援情報の提供等を行っています。詳しくは、経済局産業立地交流課（052 - 972 - 2423）へお問い合わせください。

雇用

◎仕事の紹介【公共職業安定所（ハローワーク）】

仕事をお探しの方へ仕事の紹介と相談を行っています。詳しくは、公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。

・ハローワーク名古屋中（担当区域：西区、中村区、中区、中川区、北区）

住所：中区錦 2-14-25 電話：052-855-3740

・ハローワーク名古屋南（担当区域：瑞穂区、熱田区、港区、南区、緑区）

住所：熱田区旗屋 2-22-21 電話：052-681-1211

・ハローワーク名古屋東（担当区域：千種区、昭和区、名東区、天白区、東区、守山区）

住所：名東区平和が丘 1-2 電話：052-774-1115

◎職業相談及び職業紹介【なごやジョブサポートセンター】

名古屋市では、市内での就職を検討している求職者を対象に、無料の職業相談及び職業紹介（予約制）を行っております。

詳しくは、なごやジョブサポートセンター（052-733-2111）へお問い合わせください。

◎労働相談【市民相談室】

雇用、賃金、解雇などの問題でお困りの市内在住または在勤の方を対象に、市民相談室で労働相談を行っています。ご相談は、電話や面談のほか、メールによる相談もできますのでお気軽にご相談ください。

住所：中区三の丸三丁目 1 番 1 号（名古屋市役所西庁舎 1 階）

電話：052-972-3163

メール：rodosodan@keizai.city.nagoya.lg.jp

ボランティア

◎ボランティアによる支援【被災者支援ボランティアセンターなごや】

市内にお住まいの被災者の方々に、ボランティアによる支援を行います。また、名古屋のボランティア等の情報「お知らせ」をお届けします。お困り事などがあれば、お気軽にご連絡ください。

・被災者支援ボランティアセンターなごや（名古屋市社会福祉協議会 ボランティアセンター内）

住所：北区清水四丁目 17-1 名古屋市総合社会福祉会館 5 階

電話：070-5587-7153

その他

◎生活支援品の提供【区役所総務課】

日用品を持参せずに避難された被災者の方々に、当面の生活に必要な物品（衛生用品、台所用品、掃除用品、洗濯用品等）を愛知県から無料提供しますので、各区役所までご相談ください。

◎愛知県受入被災者登録制度【区役所総務課】

あわせて、被災者の方々に適切なサポートを行うとともに、これまでお住まいの被災自治体発の情報を提供するための登録制度の受付を行っていますので、各区役所までご相談ください。

◎暮らしにお困りの方への支援【名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター】

仕事のこと、家計のこと、家族のことなど暮らしのことで悩みを抱える方が気軽に相談できます。

対象者は、本市にお住まいの方で、生活保護を受給されていない方です。相談は窓口のほか、電話やメールなどでも受け付けておりますので、お気軽にご相談ください。

名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター名駅

住所：中村区名駅南一丁目 5-17 ネットプラザ柳橋ビル 3 階

電話：052-446-7333 ファックス：052-446-7555

メール：sigoto.kurasi@support-nagoya.jp

名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター金山

住所：熱田区新尾頭二丁目 2-7 富春ビル 4 階

電話：052-684-8131 ファックス：052-684-8132

メール：kanayama@support-nagoya.jp

名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター大曽根

住所：北区大曽根四丁目 17-23 イトーピア大曽根 1 階

電話：052-508-9611 ファックス：052-508-9612

メール：shigoto.kurashi@oozone.jp

法律

◎司法書士相談【愛知県司法書士会】

被災者の方々に對し、土地や建物、住宅ローン、借地借家、会社関係、相続、財産関係などについての面接相談（要予約）を無料で行っています。ご希望の

方は下記までお問い合わせください。

・愛知県司法書士会

住所：熱田区新尾頭一丁目 12-3

面接相談（予約受付）：052-683-6686

外国人

◎地震に あった 外国人の 皆さんへ

東日本大震災の 被害に あった 皆さんを とても 心配しています。

名古屋市では 次の場所で 外国語で 相談が できますので お知らせします。

住所 名古屋市中村区那古野1丁目47-1

名古屋国際センタービル 3階

電話 052-581-0100